

平成30年第9回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年8月6日（月）午後2時 玉名市役所 会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美□
推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推17	中山 一久
推18	坂本 修	推19	平野 秀正				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推11 小山久仁江

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	小山 博	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	渡邊布由紀	主任	大原 三和	主任	竹原 憲司	主任	谷口 公史
主事	野村 由香						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
第44号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
第45号 農地法第4条の規定による許可申請について
第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
第47号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第21号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第22号 農地の形状変更届について
第23号 許可不要転用届

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） それでは、総会を始めたいと思います。

本日は、農業委員総数19名のうちの全員が出席されております。また、農地利用最適化推進委員総数19名のうち、小山久仁江委員から欠席の届けがあっており、18名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第9回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） では、引き続き、会議規則第4条の規定により会長に議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入ります。

本日の議案は、議第43号より議第47号までの34件と、報告第21号より23号までの16件が提案されております。皆様の慎重なる御審議よろしくお願いたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録の署名委員は、4番、竹下委員と5番、浦谷委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第43号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第43号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。平成30年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、中の申請人で、中の畑150㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

2番、田崎の申請人で、北坂門田の田409㎡外9筆、計6,596㎡を子へ経営移譲するため使用貸借権を結ぶものです。

3番、横島町と中坂門田の申請人で、横島町横島の田1,402㎡外3筆、計8,922㎡を労力不足と相手方の要望により使用貸借権を結ぶものです。

4番、横島町と中坂門田の申請人で、横島町横島の田780㎡を労力不足と相手方の要望により使用貸借権を結ぶものです。

5番、南関町と小田の申請人で、上小田の田2,436㎡を農業廃止と経営拡張により売買するものです。

6番、長洲町と岱明町の申請人で、岱明町扇崎の畑650㎡外2筆、計1,028㎡を労力不足と経営拡張により使用貸借権を結ぶものです。次の議第43号の7番と関連しております。

7番、長洲町と岱明町の申請人で、岱明町扇崎の畑425㎡外4筆、計2,509㎡を叔父へ贈与するものです。先の議第43号の6番及び報告第21号の11番と関連しております。

3ページをお願いいたします。

8番、横島町の申請人で、横島町大園の田398㎡を贈与するものです。

9番、横島町の申請人で、横島町横島の畑266㎡外11筆、計6,442㎡を子へ贈与するものです。

10番、横島町の申請人で、横島町横島の畑151㎡外6筆、計1,691㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

11番、横島町の申請人で、横島町横島の田218㎡外1筆、計の1,010㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

以上11件、合計31,962㎡につきまして、農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関連も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを充たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号1番より順次委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について説明いたします。

譲渡人は相手方の要望で、譲受人は経営拡張ということで、下限面積もクリアしておりますし、変わったところはですね、野菜等を作るそうですので、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○6番（縄田伊知郎君） 6番、縄田です。2番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は親子で、農地の一部を経営移譲で貸し借りするものです。新規就農者として専業でされております。許可相当と判断いたします。

続いて、3番、4番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は義理の親子になります。貸人は労力不足で借人は相手方の要望ということで、下限面積も充たされており、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

今、2番、3番、4番について説明をいただきました。

次に、5番をお願いいたします。

○8番（船津和利君） 8番の船津です。5番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、下限面積も充たされており、許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○12番（中島浩輔君） 12番、中島です。6番の案件について説明いたします。

使用貸人と借人は、お互い労力不足と経営拡張で問題ありませんが、下限面積が充たされません。7番との関連しておりますので、引き続き7番の案件について説明いたします。

譲渡人から譲受人の贈与です。6番、7番の面積を合わせますと下限面積を充たされまして、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、6番、7番について説明をいただきました。

それでは、続きまして8番、9番、10番まで続けてお願いいたします。

○14番（高田優子君） はい、14番、高田です。8番の案件について御説明いたします。

この件は、贈与ということで何ら問題ないと思います。

9番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係で、子への贈与、何ら問題なく許可相当と思います。

10番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、この件につきましても何ら問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

8番、9番、10番の説明をいただきました。

それでは、11番、お願いします。

○16番（島村秀敏君） はい、16番の島村です。11番の案件につきまして説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張で、下限面積も充たされており、許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から11番まで、ただいま委員の説明が終わりました。委員の皆さんは、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第43号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第43号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第44号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページをお願いいたします。

議第44号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成30年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の畑85㎡で、倉庫の転用目的だったところを、許可後に築地から現住所地に移転したため、当初計画を断念、今回承継者が貸駐車場建設に計画変更するとのことで、次の議第46号1番と関連がございます。

以上1件、85㎡を御提案しております。

去る8月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明は、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、詳しく説明をいたしました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

失礼いたしました。委員の説明をお願いいたします。

1番、よろしく願いいたします。

○3番（赤松繁之君） はい。3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

当初計画者の母が玉名市築地で製餡業を営んでいて、手狭になったために倉庫を建設するための申請だったのですが、許可を受けた直後に使用貸人が亡くなられて、息子さんが跡を継ぐことになったんですけど、場所を結局現住所の玉名市中に移転されたもので、そこで倉庫も別に建てることなくその場所で倉庫を建てることのできたので、そのまま現状という形で残っていたもので、継承者は、あとで議第46号の1番で説明いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第44号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第44号は承認することに決定しました。

次に、議第45号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第45号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が中の畑63㎡で、隣接する宅地433㎡と合わせた計496㎡に共同住宅を1棟建設する目的での申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上1件、63㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る8月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は熊本市内に居住するものの、自分名義の土地があり、老後生活に備えて共同住宅を建設、家賃収入を得るということでの申請です。場所は、玉名駅より東へ150mぐらいのところで、南側は市道、駅通りですかね、が通って、ほかは宅地です。今、共同住宅を建設するために測量して図面と照合していたところ、法面が畑地として残っていたために、これを宅地にするための申請だそうです。建物は軽量鉄骨3階建て、2LDK9世帯分で、給排水は公共下水道を利用し、雨水は南側市道側溝へ接続放流、周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第45号、農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第45号は、承認することに決定しました。

次に、議第46号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページをお願いいたします。

議第46号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1号の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の畑85㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。先ほどの議第44号1番と関連しております。

2番、申請物件が築地の田734㎡で、転用目的は貸住宅3戸の建設です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の畑560㎡で、転用目的が、隣接する宅地129.53㎡と合わせた689.53㎡に建売住宅を2棟建設するものです。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が三ツ川の畑499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺地域において、居住する者の常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

5番、申請物件が岱明町上の畑497㎡で、転用目的は幼稚園児の食育活動用地としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町野口の畑6㎡外2筆、計の503.44㎡で、転用目的は個人住宅及び公衆用道路です。都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が岱明町大野下の田564㎡外1筆の計の1,004㎡で、転用目的は学校用地です。農地区分は、上下水管が埋設され、教育・医療施設が概ね500m以内2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

8ページをお願いします。

8番、申請物件が横島町横島の田105㎡外1筆、計499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が横島町横島の畑363㎡で、転用目的は個人住宅となっております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が横島町共栄の畑4,049㎡で、転用目的は糞尿処理のバイオマス施設です。農地区分は、農用地区域内の農地ですが、用途区分の変更で農業用施設用地となっており、農業用施設の建設であれば許可が可能です。

11番、申請物件が天水町部田見の田500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺地域において居住する者の日常生活上、また業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

以上11件、合計9,293.44㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準

全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る8月3日は地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

議第46号は、受付番号7番につきましては始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。また10番につきましては、申請人が農業委員本人となっており、議事参与の制限がありますので、まず1番から9番及び11番までを審議し、そのあとに10番を審議いたします。

それでは、1番、説明をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は、同地域でお寺と保育園を経営していますが、経営の多角化を考えて今回3台分の駐車場経営のための申請で、場所はナフコ玉名店北側100mぐらいのところで、南と西側は住宅、北と東側は申請人の所有地です。南側住宅と申請人の所有地の間には入り込み道路があり、駐車場への出入りはこれを利用します。駐車場は境にブロックを設け、砂利敷きにします。駐車場なので給排水は関係なく、雨水は自然浸透で、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、2番の案件です。

申請人は、2020年3月末で定年退職を迎え、年金収入だけでは老後の生活に不安があるために、貸住宅を建てるための申請です。場所はベスト電器玉名店の南東100mぐらいのところで、東側を市道が通り、南側は里道、西側と北側は宅地です。周りをコンクリートブロックで囲み土砂の流出を防ぎ、建物は木造2階建て2LDK3棟を建設予定です。周りはコンクリート舗装をして駐車スペースとします。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は集水枡を設置し、南側里道の側溝へ接続放流、周りには農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして3番です。

申請人は不動産業で、今回建売住宅2戸分のための申請で、場所は築山小学校の東で、スーパーロッキー玉名中央店の西隣です。東を市道が通り、南と西側は山林、北は宅地です。造成はL型擁壁で囲み、盛土をして土砂の流出を防ぎます。建物は木造平屋建て109.51㎡を2棟建てるそうです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水はそれぞれ雨水枡を設置し、東側市道側溝へ接続放流です。周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

○7番（下川 安君） 7番の下川です。4番について説明をします。

貸人と借人は親子の関係で、現在、今、親子で同居されておりますけども、子どもさんの成長と共に家が手狭になったということで、個人住宅を計画をされたものです。場所は三ツ川小学校の北西で、農地的には第1種農地と判断され場所です。第1種農地は原則不許可ということですが、集落に密接して建てられる個人住宅ということで、不許可の例外というふうにあたると思います。

計画としては、個人住宅で給水は市の上水道を使う。生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路に排水ということです。雨水は宅地内で自然浸透。農地等への被害の防除なんですけれども、北側と東側は父親の所有地でありまして、西側は宅地になっています。東側は畑という状況なんですけども、この計画の周りにはブロック塀をするという予定で、特に問題はないというふうに思います。

現地調査の結果、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、お願いします。

○11番（福田友明君） はい、11番の福田です。5番について説明いたします。

今回提出されている転用の目的は、幼稚園児の食育活動用地として申請された497㎡であります。場所は国道208号線の南側、弁当のヒライの近くに位置し、第2種農地で農用地区域外であり、譲受人の運動場の北側に隣接しております。事業の目的は、先ほど事務局から説明がありましたように、食育の一環として、主に芋植えや収穫を行い、様々な経験を通じて健全な食生活ができる人間を育てるために行うものであります。

給排水計画はありません。雨水の浸透のみであります。被害防除計画は、西側の隣接する畑とは同じ高さであり、影響はないと思われましてけれども、隣接地への土砂等の流出については万全を記すということでありました。

現地確認をいたしました。何ら問題もなく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番をお願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。6番の案件を説明します。

場所は208号線のフタバ部品の裏から北へ100mぐらい入ったところに分譲住宅が6軒ばかり建っておりますが、その6軒の中心地に6mの進入道路ができます。今回は進入路を延長されるそうです。そして、うち1筆が譲受人の個人住宅地になるそうですが、木造瓦葺き屋根の平屋の107.39㎡の家だそうです。給水

は市営の水道を使用し、生活雑排水や汚水は合併浄化槽を使用するそうです。雨水は自然浸透させたり、道路の勾配に沿って道路の南側に排水し、また、余分な水は西側の南西の側溝に流すそうです。それから、工事中、被害防除策として、土砂等の流出の恐れがある場合は、土留めを設置したり、工事車両等のほか交通に妨げたりするようなことがあれば、十分注意をするとのことでした。また、完成後も付近の農地などに被害を生じた場合は、転用者の自己責任として補償するとのことですから、何も心配はなく許可相当と思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで始末書を読み上げます。

事務局、お願いします。

○参事（松倉 司君） — 7番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番について説明をお願いいたします。

○10番（田上 一君） 7番の案件を説明します。

場所は岱明町の大野下になります。譲受人は学校法人で、現在保育園をやっておられます。譲渡人と譲受人の両親は既に亡くなっておられますので、当時のことは詳しくわかりませんが、なにしろ30数年前より保育園の子どもたちの運動場として使用されていたことは事実です。それで、将来近隣の農地や住民の方に御迷惑をかけるようなことはないと思いますので、このまま許可することが妥当だと思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、9番、同一委員さんでございまして、続けてお願いいたします。

○14番（高田優子君） 14番、高田です。8番の案件につきまして御説明いたします。

申請人は、現在玉名市岱明町の民間アパートに住まれております。このたび出身地である横島町に住宅を建築したいという希望があり、土地を探しておりましたところ、本件の土地が譲渡可能な土地で、宅地にもできる土地であると聞き、本申請を進められたということです。

本件の土地は、隣接地に最近開店しました大手のドラッグストアコスモスがあり、付近にはスーパーや保育園もあり、立地条件や住環境としては良好な位置にあります。また、給水方法につきましては、ボーリングにより給水、排水処理の方法につきましては、雨水処理は敷地内に集水枡を設置し、水路へ流すということです。生活の雑排水、汚水の処理方法は、集落排水へ接続するということでございます。ま

た、近隣地や道路との境界にはブロックなどを工事を設置し、敷地土砂などの流出がないように留意するというごさいます。

現地調査の結果、何ら問題もないと思います。御審議よろしくお願いいたします。続きまして、9番の案件について説明いたします。

申請人は現在玉名市田崎の借家に住まれておりますが、このたび実家横の土地を譲渡可能であると聞き、隣接する父親の方と御相談の上、本申請を進めることになったそうです。

本件土地は外平山の台地上にあり、見晴らしもよく、実家の隣に位置するというごさ、両親も安心して暮らせるというごさ、住環境としては良好な位置にあるごさと思います。給水方法につきましては、ボーリングによる給水です。排水、雨水の処理は敷地内に集水枡を設置し、側溝へ流すというごさです。生活の雑排水、汚水の処理方法は、集落排水へ接続するというごさごさいます。隣接地や道路との境界にはブロック工事を設置し、敷地土砂などの流出がないように留意するというごさごさいます。

現地調査の結果、何ら問題もないと思います。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、お願いいします。

○17番（永田眞一君） 17番、永田です。11番の案件について説明いたします。

申請地は、有明消防組合天水分署の近くです。申請人は借地住まいで、実家に近い申請地に個人住宅を建築するものです。給排水計画は、給水はボーリングによる地下水利用をする。生活排水は集落の公共下水道に接続する。雨水は浸透枡を設置して地下浸透する。被害防除計画、土砂などの流出のないようブロックで囲みます。近隣の農地に被害をおよぼすごさはありません。

現地調査の結果、許可相当ごさと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から9番及び11番、担当委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はごさいませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようごさいますので、採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請について、1番から9番及び11番については、原案どおり許可するごさに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第46号の1番から9番及び11番については、許可

することに決定しました。

引き続き、10番の審議に移りますが、申請人が農業委員本人となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき、委員の退席をお願いいたします。

— 14番 吉田孝壽君 退室 —

○議長（永田知博君） それでは、10番について委員の説明をお願いいたします。

○14番（高田優子君） 14番、高田です。

事業計画としまして、酪農組合の事業から発生する糞尿の処理が組合員の最大の負担となっております、その解消を図ることで酪農家の経営安定、ひいてはスムーズな事業承継と事業経営の拡大を大いに期待できると考えておられます。この事業で予定している搬入農家は6件、1日の搬入量は50トンを予定されているようでございます。

糞尿処理による発電量は、概ね本事業所用の電力に使用するというところでございます。また、そのときに出ます液肥は、これらは搬入農家や近隣の農家に還元すると考えておられるようでございます。最終的な搾りかすも敷き藁として搬入農家へ還元し、利用してもらうという計画ということでございます。

給水方法は井戸水でございます。排水処理は、雨水は敷地全体を砂利敷きとし、敷地南北におだやかな勾配をつけ、U字溝をへて溜め枡に集水し、その浄水を隣接水路に流入させる。将来的には雨水を還元させ再利用するという計画でございます。

生活の雑排水の処理ですが、基本的には生活雑排水は生じませんが、汚水と同時に処理し、くみ取り処理をするということでございます。

汚水の処理方法は、敷地内にくみ取り槽を設け、定期的にくみ取りを行うということ。また、周りの敷地周辺は、土砂の流出がないようにU字溝を設け、敷地周辺にはフェンス張りをし、施設内への出入りなど周囲との予防策を講じるということでございました。

御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、10番について委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請について、10番を原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第46号10番については、許可することに決定しました。

吉田委員が着席するまでしばらくお待ちください。

— 14番 吉田孝壽君 入室 —

○議長（永田知博君） はい、それでは、次に議第47号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 9ページをお願いいたします。

議第47号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の10ページから11ページの総括表、12ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が4件の25,694㎡です。利用権設定が6件の18,600㎡、合計10件、44,294㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第47号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第47号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

4. 報告

○議長（永田知博君） 次に、報告第21号、22号、23号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 13ページをお願いいたします。

報告第21号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農法第18条

第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成30年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は、13ページから16ページまでの12件、合計の39,369㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

報告第22号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成30年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件の307㎡の届出を受理しています。

18ページですけども、報告第23号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成30年8月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回3件の合計542.25㎡のそれぞれ選果施設、農業用倉庫、資材置場等の農業用施設用地とする届出を受理しております。

以上で報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より、報告第21号、22号、23号について説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、慎重なる御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

-----○-----

5. 閉 会

○議長（永田知博君） これをもちまして、第9回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時10分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年8月6日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 竹下 宏介

農 業 委 員 浦谷 幸司